別表第1 (第4条、第5条関係)

mxm = (m = 1)	· 宋、界 3 宋) 宋)				
補助事業名	木造住宅耐震改修	答設計費補助事業	非木造住宅耐震改	修設計費補助事業	
補助対象経費	既存木造住宅の所有者依頼して行った耐震改		既存非木造住宅の所有 依頼して行った耐震改		
	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
補助要件	①耐震診断士が設計するもの		①構造設計一級建築士等が設計するもの		
	②耐震診断士が木造住果、上部構造評点のう「評点」という。)がれた住宅に係るもの	ち最小の値(以下	②非木造住宅耐震診断でない」と判断された		
	③耐震診断士が認定ソ)評点が1.0以上と	③耐震改修計画につい 士等により「安全性」		
	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。				
	対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、 法令違反を是正する場合を除く。				
補助額(上限)	戸建住宅及び併用住宅		戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	
	305, 000円/棟	411,000円/棟	305, 000円/棟	411,000円/棟	
	た費用で上限305,000 円とする。		 †に要した費用の3分の		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				

別表第2(第4条、第5条関係)

<u> 別衣男 4 (男 4</u>	条、第5条舆除/
補助事業名	木造住宅耐震改修設計費補助事業
補助対象経費	別紙1の田野町避難用道路計画に基づく避難ルート沿いに存在 し、別紙2に該当する物件。また、町が指定する耐震診断士によ る診断を受けたもので、既存木造住宅の所有者が町が指定する耐 震診断士所属の登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に 要した経費
	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①町が指定する耐震診断士が診断及び審査した結果を基に設計するもの
補助要件	②同耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点の うち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断され た住宅に係るもの
	③同耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は町が別に認めたもの。ただし、必要最低限の耐震対策とし、町が認めたもの以上に耐震対策を行う場合の設計費用は補助対象外とする。
	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
	戸建住宅及び併用住宅
補助額	全額/棟

別表第3(第4条、第5条関係)

別表第3(第4条、第5条関係)					
補助事業名	木造住宅耐震改修	修工事費補助事業	非木造住宅耐震改	修工事費補助事業	
補助対象経費		が登録工務店に依頼 改修工事に要する経	既存非木造住宅の所有して行う耐震改修工事		
	助額と925,000円との	差額までとする。 子与しない工事で費用を	I 用した住宅については、 を分離すべきものは、≦	, - ,	
	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
	①住宅の所有者が選任 震改修工事の現場確認		①構造設計一級建築士 現場確認等を実施する		
	果、上部構造評点のう「評点」という。) がれた住宅に係るもの	ち最小の値(以下 1.0未満と診断さ	②非木造住宅耐震診断でない」と判断された		
	③次のいずれかに該当	するもの	③耐震改修工事につい 士等により「安全性」		
補助要件	ア 標準型 認定ソフトの精密診断 修後の評点が1.0以 イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断 修後の1階部分の上部 上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の 認めたもの	(上となるもの 所法により診断し、改 構造評点が1.0以	工寺により「女王圧」	が一事を呼び (これし) (こも) マン	
	田野町住宅耐震改修設	は計費補助事業を終了し	していること。		
		 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、 法令違反を是正する場合を除く。			
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	
	1, 225, 000円/棟	762,000円/戸 かつ 2,151,000円/棟	1, 225, 000円/棟	762,000円/戸 かつ 2,151,000円/棟	
補助額(上限)					
	補助金の額に1,00	0円未満の端数を生し	ごた場合は、これを切り	治たる。	

別表第4(第4条、第5条関係)

<u> </u>	余、弗 5 余
補助事業名	木造住宅耐震改修工事費補助事業
補助対象経費	別表第2による耐震改修設計した設計書を基に、既存木造住宅の 所有者が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要す る経費
	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①町が指定する耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②同耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点の うち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断され た住宅に係るもの
	③次のいずれかに該当するもの
補助要件	ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。ただし、必要最低限の耐震対策とし、町が認めたもの以上に耐震対策を行う場合の費用は補助対象外とする。 イ 1階改修型
	認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部 構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型
	ア又はイと同等以上の耐震性があると県が認めたもの
	田野町住宅耐震改修設計費補助事業を終了していること。
	対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
	戸建住宅及び併用住宅
補助額	全額/棟

別表第5 (第4条、第5条関係)

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業		
補助対象経費	既存木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費		
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算 定し補助対象経費から除外する。		
	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
補助要件	②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が 0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が 0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が 0.7未満と診断された住宅に係るもの		
	③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が 0. 7以上となるもの		
	④対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に 伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
	⑤田野町住宅耐震改修設計費補助事業を終了していること。		
	限度額		
補助額(上限)	648,000円/棟		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		